

貸借対照表

(平成19年2月28日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	25,348	流動負債	12,384
現金及び預金	15,161	買掛金	9,401
売掛金	9,920	未払金	1,599
たな卸資産	345	未払費用	776
未収金	2	未払法人税等	70
貸倒引当金	81	未払消費税等	512
固定資産	38,002	預り金	23
有形固定資産	31,843	固定負債	45,678
建物附属設備	17,608	長期借入金	45,000
機械及び装置	9,943	繰延税金負債	678
器具及び備品	3,999	負債合計	58,062
小額資産	291	純資産の部	
投資その他の資産	6,159	株主資本	4,353
投資有価証券	2,005	資本金	10,000
差入保証金	4,154	利益剰余金	5,646
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	6,396
		繰越利益剰余金	6,396
		評価・換算差額等	934
		その他有価証券評価差額金	934
		純資産合計	5,288
資産合計	63,350	負債純資産合計	63,350

(注) 当期純利益 8,165千円

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

(2) たな卸資産

材料及び貯蔵品……最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の「器具及び備品」については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,288,636円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	増 加	減 少	当期末株式数
普通株式	6,000株			6,000株